

| 変更箇所 | 新取引説明書 | 旧取引説明書 |
|--|--|--|
| <p>外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等 重要事項について</p> | <p>7. 弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、弊社は弊社の所定の金融機関との間でカバー取引を行っております。</p> <p>カバー取引先 ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 (Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.) 金融商品取引業/日本 金融庁 バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業/イギリス金融庁 株式会社三井住友銀行 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) 銀行業/日本 金融庁 <u>コムルツ銀行</u> <u>(Commerzbank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局</u> U B S 銀行 (UBS AG) 銀行業/スイス連邦銀行委員会 シティバンク銀行株式会社 (Citibank Japan Ltd.) 銀行業/日本 金融庁</p> | <p>7. 弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、弊社は弊社の所定の金融機関との間でカバー取引を行っております。</p> <p>カバー取引先 ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 (Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.) 金融商品取引業/日本 金融庁 バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業/イギリス金融庁 株式会社三井住友銀行 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) 銀行業/日本 金融庁 <u>ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店</u> <u>(Dresdner Kleinwort (Japan)Limited Tokyo Branch) 金融商品取引業/日本 金融庁</u> <u>U B S 銀行東京支店</u> (UBS AG, Tokyo Branch) 銀行業/日本 金融庁 シティバンク銀行株式会社 (Citibank Japan Ltd.) 銀行業/日本 金融庁</p> |
| <p>3. 本人確認書類の提出</p> | <p>(個人のお客様の場合)</p> <p>I</p> <p>口座開設及び住所変更の場合 ※いずれか1点をご提出下さい。 1. 各種健康保険証 (共済組合員証は健康保険証に準じます。) ※住所等手書きの記載によるものはお受け致しかねます。 ※後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証による口座開設はお受け致しかねます。 2. 運転免許証 3. 外国人登録証明書 4. 住民基本台帳カード ※住所、氏名、生年月日の記載があるもの 5. 住民票の写し 6. 住民票記載事項証明書 7. 印鑑登録証明書 8. 外国人登録原票記載事項証明書</p> | <p>(個人のお客様の場合)</p> <p>I</p> <p>口座開設及び住所変更の場合 ※いずれか1点をご提出ください。 1. 各種健康保険証 (共済組合員証は健康保険証に準じます。) ※住所等手書きの記載によるものはお受けいたしかねます。 ※後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証による口座開設はお受けいたしかねます 2. 運転免許証 <u>※裏面の写しも必要です</u> 3. 外国人登録証明書 4. 住民基本台帳カード ※住所、氏名、生年月日の記載があるもの 5. 住民票の写し 6. 住民票記載事項証明書 7. 印鑑登録証明書 8. 外国人登録原票記載事項証明書</p> |

| | | | | | | |
|---------------------------|---|---|--|--|----------------------|--|
| | <p>1~4 は有効期限内又は現在有効なもの写し（裏表両面）をご用意下さい。 5~8 は作成・発行から 3 ヶ月以内のもの（コピー可）をご用意下さい。 本籍に記載されている本人確認書類をご送付頂く場合、本籍を黒く塗りつぶして頂きますようお願い致します。 （本籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさず、そのままお送り下さい。）</p> | <p>1~4 は有効期限内又は現在有効なもの写しをご用意下さい。 5~8 は作成・発行から 3 ヶ月以内のもの（コピー可）をご用意下さい。 本籍に記載されている本人確認書類をご送付頂く場合、本籍を黒く塗りつぶして頂きますようお願い致します。 （本籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさず、そのままお送り下さい。）</p> | | | | |
| <p>12. 注文の種類</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="376 467 562 753"> <p>マーケット注文（携帯のみ）</p> </td> <td data-bbox="562 467 1202 753"> <p>その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。注文を指示したタイミングで取引可能価格が提示されます。原則、取引可能価格で約定されますが、実勢レートの変動があった場合等においては、変動後のレートが、予め、お客様の選択したスリッページ幅の範囲内であれば変動後の実勢レートで約定します。 <u>※スリッページ幅の初期（デフォルト）設定は3ポイントです。</u></p> </td> </tr> </table> | <p>マーケット注文（携帯のみ）</p> | <p>その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。注文を指示したタイミングで取引可能価格が提示されます。原則、取引可能価格で約定されますが、実勢レートの変動があった場合等においては、変動後のレートが、予め、お客様の選択したスリッページ幅の範囲内であれば変動後の実勢レートで約定します。 <u>※スリッページ幅の初期（デフォルト）設定は3ポイントです。</u></p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1220 467 1406 753"> <p>マーケット注文（携帯のみ）</p> </td> <td data-bbox="1406 467 2047 753"> <p>その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。注文を指示したタイミングで取引可能価格が提示されます。原則、取引可能価格で約定されますが、実勢レートの変動があった場合等においては、変動後のレートが、予め、お客様の選択したスリッページ幅の範囲内であれば変動後の実勢レートで約定します。</p> </td> </tr> </table> | <p>マーケット注文（携帯のみ）</p> | <p>その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。注文を指示したタイミングで取引可能価格が提示されます。原則、取引可能価格で約定されますが、実勢レートの変動があった場合等においては、変動後のレートが、予め、お客様の選択したスリッページ幅の範囲内であれば変動後の実勢レートで約定します。</p> |
| <p>マーケット注文（携帯のみ）</p> | <p>その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。注文を指示したタイミングで取引可能価格が提示されます。原則、取引可能価格で約定されますが、実勢レートの変動があった場合等においては、変動後のレートが、予め、お客様の選択したスリッページ幅の範囲内であれば変動後の実勢レートで約定します。 <u>※スリッページ幅の初期（デフォルト）設定は3ポイントです。</u></p> | | | | | |
| <p>マーケット注文（携帯のみ）</p> | <p>その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。注文を指示したタイミングで取引可能価格が提示されます。原則、取引可能価格で約定されますが、実勢レートの変動があった場合等においては、変動後のレートが、予め、お客様の選択したスリッページ幅の範囲内であれば変動後の実勢レートで約定します。</p> | | | | | |
| <p>22. 証拠金等の出金</p> | <p>ある時点において弊社に預託されている有効証拠金額から評価益を引いた額が、当該時点における保有ポジション（建玉）にかかる取引証拠金、注文中証拠金、及び当該時点における出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分（以下「出金可能金額」といいます。）の全部又は一部の返還を受けることができますとします。 <u>また、出金依頼金額は外貨 ex 取引画面上で出金の完了が確認されるまで、有効証拠金額に含まれます。出金依頼が完了することにより有効証拠金が減少し、ロスカットが執行される恐れがありますので予め十分ご注意ください。</u></p> <p>【円貨】 出金金額が <u>100 万円以内の場合、銀行営業日の 8 時 50 分から 14 時 30 分まで（オンタイム）に受け付けた出金依頼については、原則、即時に出金致します。</u> <u>また、オンタイム時間外で受け付けた出金依頼については、原則翌銀行営業日の 8 時 40 分に出金可能金額と当該出金依頼金額をシステムにて確認し、出金可能金額が当該出金依頼金額を上回っている場合は、次のオンタイム時間内に順次出金致します。尚、出金可能金額が当該出金依頼金額を下回った場合、その出金依頼は取り消しとなりま</u></p> | <p>ある時点において弊社に預託されている有効証拠金額から評価益を引いた額が、当該時点における保有ポジション（建玉）にかかる取引証拠金、注文中証拠金、及び当該時点における出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分（以下「出金可能金額」といいます。）の全部又は一部の返還を受けることができますとします。<u>尚、出金依頼後、実際の出金時の出金可能金額が当該出金依頼金額を下回った場合、その出金時点での出金可能金額が出金されることとなります。</u></p> <p>【円貨】 出金金額が <u>50 万円以内の場合で当日中に出金をご希望の場合、12 時までに受け付けた出金については、当日中に出金します。12 時以降の出金依頼については翌営業日の出金依頼として扱われます。</u> <u>50 万円を超える出金の場合は、翌々営業日に出金可能金額を出金致します。また、当日中に出金をご希望されない場合は、翌々営業日の出金となります。</u></p> <p>【外貨】 当日 <u>午前 7 時</u>までに受け付けた出金については、翌々営業日までに 出金します。（米国サマータイム適用時は 1 時間早まります。） 但し、通貨によって翌々営業日が該当する外国通貨の母国市場の休</p> | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>す。 <u>上記の場合、出金システムのメンテナンス時間帯は即時出金依頼は承れません。</u> <u>出金金額が 100 万円を超える場合、当日午前 0 時まで</u><u>に受け付けた出金については、翌々営業日に</u><u>出金可能金額を出金致します。</u>尚、出金依頼後、実際の出金時の出金可能金額が当該出金依頼金額を下回った場合、その出金時点での出金可能金額が出金されることになり ます。</p> <p>【外貨】 当日 24 時まで受け付けた出金については、翌々営業日までに出金します。(米国サマータイム適用時は 1 時間早まります。) 但し、通貨によって翌々営業日が該当する外国通貨の母国市場の休業日にあたる場合、スポット応答日が異なるため、出金日が異なる場合がございます。このとき出金日は日本、当該外国通貨の母国市場に共通する営業日が出金日となり得ます。外貨送金手数料につきましては、弊社の所定の送金手数料をお支払い頂くことがありますので、お客様の外貨 ex 口座の残高に、弊社所定の外貨送金手数料分の円資産がない場合、外貨出金を承ることができない場合がございます。</p> | <p>業日にあたる場合、スポット応答日が異なるため、出金日が異なる場合がございます。このとき出金日は日本、当該外国通貨の母国市場に共通する営業日が出金日となり得ます。外貨送金手数料につきましては、弊社の所定の送金手数料をお支払い頂くことがありますので、お客様の外貨 ex 口座の残高に、弊社所定の外貨送金手数料分の円資産がない場合、外貨出金を承ることができない場合がございます。</p> |
|---|---|